

こもれび支援センター運営規程

(目的)

第1条 医療法人碧会が開設するこもれび支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護の状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 こもれび支援センター
- (2) 所在地 高浜市論地町三丁目6-16

(職員の職種等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職種の内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者1人（主任介護支援専門員と常勤兼務）
管理者は、事業所の職員及び業務を管理します。
- (2) 主任介護支援専門員5人（管理者と常勤兼務1人、常勤専従4人）
主任介護支援専門員は、介護保険制度目的達成に必要な組織の運営管理を行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たります。
- (3) 介護支援専門員1人（常勤専従1人）
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たります。

(営業日及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及びサービス提供時間は、次のとおりです。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、12月31日～1月3日までを除きます。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 上記以外にも、24時間常時連絡や相談に対応できる体制を整備します。

(居宅介護支援の提供方法等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりです。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 ご自宅及び第3条に規定する事業所です。
 - (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドラインに準じます。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 ご自宅及び第3条に規定する事業所等です。
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上です。
 - (5) モニタリングの結果の記録 1ヵ月に1回です。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額です。
- 3 次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。
通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10キロメートル以上 500円
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただきます。

(通常の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、高浜市の区域です。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに関係市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

(虐待防止の措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定めます。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、関係市町へ報告します。

(その他留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 年間を通じ計画的に研修を実施

2 事業所は、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議を定期的開催します。

3 事業所は、運営基準減算、特定事業所集中減算の適応を受けていません。

4 事業所は、介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件以上ではありません。

5 事業所は情報通信機器を活用しています。

6 事業所は、地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供します。

7 事業所は、介護支援専門員実務研修における科目(実習)等に協力または協力体制を確保します。

8 事業所は、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施します。

9 介護支援専門員は、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加します。

10 介護支援専門員は必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成しています。

11 介護支援専門員は、職務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を厳守します。

12 介護支援専門員であった者に職務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を厳守させるため、介護支援専門員でなくなった後においてもこれらの秘密を厳守するよう、介護支援専門員との雇用契約の内容に含めます。

13 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人碧会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

- 附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成16年8月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成17年3月18日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成18年2月15日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成19年3月12日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成19年7月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成19年8月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成20年2月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成20年5月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成20年7月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成20年8月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成22年7月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成22年8月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成22年10月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成22年11月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成23年7月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成23年8月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成23年10月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成24年10月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成26年12月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成27年3月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成27年12月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成28年9月5日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成29年3月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成30年6月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成30年9月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成30年10月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、令和元年5月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、令和2年5月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、令和3年8月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、令和3年9月5日から施行します。
- 附 則 この規程は、令和4年6月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、令和6年3月1日から施行します。
- 附 則 この規程は、令和6年10月1日から施行します。